

新型コロナウイルス感染症予防チェックリスト⑧

感染対策責任者：

指導者・審判講習会開催
における施設管理用

シーン	項目	チェック欄	備考
1 全般的な事項	(1) 感染防止のためのチェックリストを施設内の適切な場所(管理事務所や各施設の入口等)に掲示すること。		
	(2) 各事項がきちんと遵守されているか、施設内を定期的に巡回・確認すること。		
	(3) 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること。		
	(4) 利用者に提出を求めた書面について、保存期間(少なくとも3ヶ月以上)を定めて保存しておくこと。		
	(5) 利用者の感染症発症や、地域の感染拡大の可能性への対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。		
2 施設の予約時の対応 (利用者にも求めること)	(1) 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めると(利用当日に書面で確認を行う) ・体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合) ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。		
	(2) マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っている際や、会話をする際には、マスクを着用すること)		
	(3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。		
	(4) 他の利用者、施設管理者等との距離(できるだけ2 m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)		
	(5) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。		
	(6) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。		
	(7) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。		
3 当日の受付時の対応	(1) 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること。		
	(2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、入場しないよう呼び掛けること。		
	(3) 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。		
	(4) 利用者が距離を置いて並べるように、目印の設置等を行うこと。		
	(5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。		
	(6) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。		
	(7) 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。		
	(8) 利用者に健康チェックシートの提出を求めること(講習会開催日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します)		
	(9) 利用者がマスクを準備しているか確認すること。		
	(10) 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。		
4 準備すべき事項の対応	手洗い場所		
	(1) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること。		
	(2) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。		
	(3) 手洗いに手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を必要に応じて用意すること(利用者にマイタオルの持参を求めても良い。)		
	(4) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬を用意すること。		
	更衣室、休憩スペース		
	(1) 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者との密になることを避けること(障がい者の介助を行う場合を除く)		
	(2) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。		
	(3) 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること。		
	(4) 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。		
	(5) スタッフが使用する際は、入室の前後に手洗いをすること。		
	洗面所		
	(1) トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。		
	(2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。		
	(3) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること。		
	(4) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。		
	(5) 手洗いに手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を必要に応じて用意すること(利用者にマイタオルの持参を求めても良い。)		
	スポーツ用具の管理		
	(1) 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること。		
	(2) やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻りに触れる箇所を工夫し、最低限にした上で、こまめに消毒すること。		
	(3) スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者特定できる工夫をすること。		
	(4) 貸出前後に消毒すること。		
	観客の管理		
	(1) 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。		
	(2) 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。		
	運動・スポーツを行う施設的环境		
	(1) 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け、外気を取り入れる等の換気を行うこと。		
(2) 体育館の床をこまめに清掃すること。			
(3) 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること。			
施設の入口			
(1) 手指の消毒設備を設置すること。			
(2) 施設利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。			
ゴミの廃棄			
(1) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。			
(2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸(ポンプ型の液体または泡石鹸)と流水で手を洗い、手指消毒すること。			
清掃・消毒			
(1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。			
(2) 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること。			
その他			
(1) イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。			
(2) 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。			
(3) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。			
(4) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。			